

第百六十二号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。  
別表一の部第七の款中三十一の七の項から三十一の十一の項までを三十一の九の項から三十一の十三の項までとし、三十一の六の項の次に次のように加える。

|       |                                                                |                                                                 |      |          |
|-------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------|----------|
| 三十一の七 | 建築基準法第六十条の四第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 特定業務施設等誘導地区<br>内の建築物の容積率及び<br>建築面積に関する制限の<br>適用除外に係る許可申請<br>手数料 | 十六万円 | 許可申請のとき。 |
| 三十一の八 | 建築基準法第六十条の四第二項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査       | 特定業務施設等誘導地区<br>内の建築物の高さに関する<br>制限の適用除外に係る<br>許可申請手数料            | 十六万円 | 許可申請のとき。 |

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正に伴い、特定業務施設等誘導地区内の建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の規定を設ける必要がある。